

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第30回）

日時 平成31年3月19日（火）10：00～12：08

場所 経済産業省本館17階 国際会議室

<委員>

横山座長、大橋委員、安藤委員、大山委員、小宮山委員、曾我委員、武田委員、
廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

菅野 等 電源開発株式会社 常務執行役員
國松 亮一 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
竹股 邦治 イーレックス株式会社 常務取締役
佐藤 悦緒 電力広域的運営推進機関 理事
都築 直史 電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長
竹廣 尚之 株式会社エネット 経営企画部長
中村 肇 東京ガス株式会社 電力トレーディング部長
内藤 直樹 関西電力株式会社 執行役員・総合エネルギー企画室長
鍋田 和宏 中部電力株式会社 執行役員 コーポレート本部 部長
柳生田 稔 昭和シェル石油株式会社 電力事業部門担当執行役員
山田 利之 東北電力株式会社 送配電カンパニー 電力システム部
技術担当部長

議題：

- (1) 非化石価値取引市場について
- (2) 容量市場について
- (3) ベースロード市場について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
TEL：03-3501-1511（内線4761） FAX：03-3501-3675
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

○鍋島電力供給室長

それでは定刻となりましたので、ただいまから総合支援エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第30回制度検討作業部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、秋元委員は欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、早速ですが議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は横山座長にお願いいたします。

○横山座長

皆さん、おはようございます。朝早くからご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、議事次第にもございますように、非化石価値取引市場について、それから容量市場について、ベースロード市場についてご議論をいただきたいというふうに思います。

それでは、まず最初に、非化石価値取引市場についてということで、資料3-1、3-2をご説明していただいて、あとまたディスカッションをしたいと思います。

どうぞよろしく。事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料3-1をごらんいただければと思います。

「非FIT非化石証書の取引に係る制度設計について」という資料になります。

1ページ目をごらんいただければと思います。非化石電源比率の現状についてという資料となります。

昨年7月に高度化法の達成計画を提出いただいた事業者は、全体でございましたけれども、2017年度の非化石電源比率は以下のとおりとなっております。

まず、各事業者の2017年度の販売電力量をベースとした加重平均値は17.5%でございました。このうちには、余剰非化石電気相当量として6.14%が含まれております。

この余剰非化石電気相当量につきましては、FIT証書の売れ残りに伴う配分量に当たります。

17.5%超の事業者の非化石電源比率の加重平均は、26.4%でございました。7社ございまして、この中には旧一般電気事業者のみならず、新電力も含まれます。販売電力量シェアでは、40.9%でございました。

12%以上17.5%未満の事業者の非化石電源比率の加重平均につきましては13.0%でございまして、販売電力量シェアでは21.6%となります。このカテゴリーには4社が含まれまして、ここも旧一般電気事業者と新電力、それぞれ含まれます。

5%以上12%未満の事業者の非化石電源比率の加重平均が10.4%となっております、販売電

力量シェアでは、37.5%となっております。ここは35社という事業者数がございます、ここも旧一般電気事業者と新電力が含まれます。この販売電力量シェアで言いますと、37.5%となっております。

したがって、この資料をごらんいただければと思いますけれども、旧一般電気事業者だからといって、必ずしも平均的な非化石電源比率を突破しているというものではございませんで、旧一般電気事業者にも12%以下の事業者がございますし、新電力の中にも早くから非化石電源比率の向上に取り組んでいただいている事業者におきましては、平均以上の非化石電源比率を達成しているという状況となっております。

続きまして2ページ目ですが、これは以前からお見せしている各事業者別の非化石電源比率の現状になります。

左下に表がございますけど、5%刻みで非化石電源比率をお示ししていたところです。

3ページ目をごらんいただければと思います。引き続き、グラフについては5%刻みの数字でつくっております。

これまでの考え方、グランドファザリングの考え方を踏まえ、2017年度をグランドファザリングの設定の基準年とした場合には、販売電力量シェアで59.1%の事業者39社に対しまして、最大11.36%ポイントのグランドファザリングを設定することとなります。

非化石比率が一番低い事業者が6.14%でございますので、17.5引く6.14ということで、最大11.36%ポイントのグランドファザリングが設定されます。

このときに、仮に17年度の我が国全体の非化石電源比率である17.50%を、そのまま中間評価の基準として設定した場合には、グランドファザリング勘案後の全事業者の目標の加重平均値が13.86%となります。これは17年度の全事業者の加重平均よりも、3.64%ポイント低いというものになります。

ということで、グランドファザリングを維持したままで、2017年度の我が国全体の非化石電源比率よりも全事業者の目標値の加重平均値が下回らないようにするためには、中間評価の基準を21.14%、つまり17.5%比で3.64%高めて設定すれば、目標値の加重平均値が我が国全体の非化石電源比率に一致するということとなります。

次のページで、2018年度の非化石電源比率について調べております。

前回の作業部会におきまして、2018年を目標の、グランドファザリングの設定の基準にしてはどうかというご意見もありましたので、こうした試算を行っております。

まず、2018年4月から11月の非化石電源比率を電力調査統計に基づいて調べますと、23.77%となっております。17年度に比べて高まっておりますけれども、これには原子力発電の再稼働、

それから昨年豪雨もございましたが、水力発電の豊水の影響もございまして、2017年度よりも非化石電源比率は上昇しております。

前回、シミュレーションを行うべきではないかというご指摘をいただきましたので、これからシミュレーションを行っていくわけでございますけれども、2018年度の各事業者別の非化石電源比率につきましては、2019年7月に届け出が行われることとなっております、私たちとしましては、小売事業者の非化石電源比率については承知しておりません。この電力調査統計は、あくまで発電ベースの統計となっております。

それで、2017年度の事業者別非化石電源比率を用いまして、2018年度を基準とした場合のグランドファザリングにつきまして試算を行いました。それが5ページ目に掲載されております。

2018年度を基準とした場合のグランドファザリングの試算でございますけれども、18年度をグランドファザリングの設定の基準年とした場合には、販売電力量シェアで70.9%の事業者42社に対しまして、最大17.64%ポイントのグランドファザリングが設定されることとなります。

このとき、先ほどと同様に、2018年度の我が国全体の非化石電源比率よりも、グランドファザリング勘案後の全事業者の目標の加重平均値が下回らないようにするためには、中間目標の基準を23.77ではなくて31.45%に設定することが必要となります。

「※」のところに書いてございますけれども、これは各事業者から報告された2017年度の非化石電源比率に基づく試算でございますので、実際の設定量とは異なる可能性がございます。

また、余剰非化石相当量、このグラフで言いますと黄色のところを描いてございますけれども、これにつきましても17年度と18年度で異なる可能性がございますけれども、今回の試算につきましては、17年度の実績値である余剰非化石電気相当量6.14%ポイントを使用しております。

次、6ページでございますけれども、これは前回の作業部会におきまして、激変緩和措置としまして、2017年度の余剰非化石電気相当量6%に相当するものを中間評価の基準から控除するという議論を行ったところでございます。

それから、続きまして7ページでございます。これも前回議論させていただきましたけれども、非化石証書の調達方法について、一定の制約を設けようという議論を行いました。

2つ目のポツでございますけれども、小売事業者に対する非化石価値のアクセス環境の確保の観点から、激変緩和量6%を除いた上で、①グランドファザリングを設定されていない事業者においては、最大でもグランドファザリング設定の基準年の非化石電源比率の全国平均値。

グランドファザリングを設定された事業者においては、グランドファザリング設定の基準年の当該事業者の非化石電源比率の範囲内でグループ内の発電事業者からの相対取引、または社内取引で入手することを認めることとしてはどうかと、こういう議論を行いました。

こういうことを行くと、要すれば、上記①、②の範囲を上回る部分については、非化石証書は市場またはグループ外の発電事業者等から調達することになります。

グランドファザリングを設定していたときよりも、ですから、先ほど平均値からこういうふうに下げるとかいう、そういう試算を行いましたけれども、今の平均値よりも高まった部分につきましては、各小売事業者は同様にグループ外から証書を調達することになります。

したがって、非化石電源比率、グループ内で発電事業者側がどれくらい持っているかにかかわらず、全小売事業者一律の、販売電力量比で一律の非化石証書をグループ外から調達すると、こういうことを前回議論させていただいたところでございます。

そういったこれまでの議論を踏まえまして、シミュレーションを行いました。

非化石電源比率が仮に25%に高まったらどうなるか。現在は23.77%ですけれども、これがあと1%程度ふえて25%程度になったときに、グランドファザリングの設定基準年の違いがどういふふうな影響を与えるかというところについてシミュレーションを行いました。

8ページにシミュレーションの細かい数字を書いております。中間評価の基準というところで、まず我が国全体の非化石電源比率は、これは25%と仮定します。これは置きで仮定しております。

その上で、グランドファザリングの設定の基準年を2017年度とした場合には、グランドファザリングの設定総量が3.64%になりますので、先ほど申し上げたような目標値が現行の加重平均より下回らないということを行おうと思いますと、そこで25%から3.64%ポイントを足し上げることになります。その上で、前回議論したように、激変緩和措置ということで6%強を引きますので、中間評価の基準としまして、グランドファザリングが設定されていない事業者の目標値については22.5%になると試算されます。

このときに、グランドファザリングについては、最大11.36%ポイントを引くということになりますので、グランドファザリング設定後の、適用後の各事業者の目標値は、グランドファザリングが最大限適用されている事業者において11.14%、設定されていない事業者において22.5%という目標になります。

このときに、右下に書いてございますが、各小売電気事業者のグループ外からの証書購入量については、ひとしく11.14%ポイントとなります。

同様の計算をシミュレーション、次の9ページにおいてグランドファザリングの設定基準年を2018年度にして行っております。

それで同様に計算しますと、中間評価の基準については、この場合は26.54%にするということが適当ということになりまして、グランドファザリング適用後の事業者別の目標値は、グランド

ドファザリングが最大限適用されている事業者において8.9%、グランドファザリングの設定がない事業者において26.54%と、こういう目標値になるというふうに試算されます。

ということでございまして、同じように、先ほどのページとこのページで非化石電源比率を25%にするということを仮定して計算を行っているわけですが、グランドファザリングの設定の基準年を変えることによりまして、小売事業者の調達量は変化するということがわかったところでございます。

10ページ目に、その比較表を書いてございます。

若干繰り返しになりますけれども、まず、やったことといたしましては、まず1つ目のポツとして、激変緩和措置として中間評価の基準から約6%を控除するというを行っております。

それから、2つ目のポツとして、今回は2018年度を基準年とした試算を行っております。

そういうことを行ったところ、右下のところをごらんいただければと思いますが、先ほども申し上げたとおり、2017年度を設定の基準年とした場合には、証書の購入量が11.14%、18年度を基準とした場合には、証書の購入量は8.9%ということになりました。

このいずれをとるかというところではございますが、3ポツに書いてありますが、202X年以降に中間評価の基準の目標を導入する際に、目標導入時点の非化石電源比率に近い状況でグランドファザリングの基準年を設定するというのも1つあり得るのではないかと思いますので、その場合は2018年度をグランドファザリングの設定の基準年とするということも考えられるのではないかと思います。

ただ、2018年度を基準年とした場合、現在行われているFIT非化石証書のオークションを購入した人が、その分、グランドファザリングの設定に反映されてしまう、グランドファザリングが少なく設定されてしまうということがありますので、何もしないでおきますと、18年度を基準とした場合には、FIT非化石証書の購入量が減ってしまうというような、そういう影響が生じるおそれがあることにも留意が必要と思われまます。

繰り返しになりますが、18年度をグランドファザリングの設定の基準年とした場合、全国の非化石電源比率が25%となった場合の試算を行いますと、全小売事業者におきまして、グループ外からの証書購入量は8.9%となります。

これは、国全体の大型水力を除く再エネの発電実績、これは今年度8.8%でございますけれども、同水準ということになっております。

販売電力量の8.9%の証書を購入するということは、証書価格が1円ないし1.3円あたりだったとしますと、キロワットアワー当たりで掛け算しますと10銭程度のコストとなります。

家庭の電気代がキロワットアワー当たり20円強というふうに考えた場合には、200分の1、す

なわち0.5%程度という水準となります。

こういう証書が全てFIT証書から買われた場合、FIT証書の売り上げはFIT賦課金の低減に使われるということになりますので、小売価格としては上昇するかもしれませんが、賦課金が下がりますので、電力価格、需要家負担については、全体としてはニュートラルということになります。

8.9%という水準は、繰り返しになりますけれども、現時点でのFIT電気の量とほぼ同じ水準ですので、このグランドファザリングの考え方を踏まえますと、全事業者に対して再エネ相当分の証書を買っていただくと。

水力をお持ちの方はその分目標が高くなり、原子力を持っている事業者は、その分、原子力分の目標が高くなる。

ただ、中間評価の基準ということで、グランドファザリングが設定されていない事業者の水準については、平均値プラスアルファということで、2018年度の試算でやりますと、26.54%を最大の事業者に対しても課すと、こういう考え方になります。

11ページに、参考までにFIT電気の現状というところでスライドを添付しておりますけれども、17年度の発電実績は約700億kWhでございました。

今年度の発電実績、上期につきましては、上期、半期で443億kWhということで、販売電力量の約8%となっております。

繰り返しになりますけれども、FIT非化石証書の売り上げ収入につきましては、翌年度以降の賦課金の低減に用いられるということになっております。

続きまして、12ページでございますけれども、これはFIT制度による今の現状の負担額について記しております。18年度は、賦課金は2.4兆円になるというように試算されております。

先ほど8.9%の証書調達量ということを申し上げましたけれども、これが全量FIT証書で売れたと仮定いたしますと、この売上高は1,000億円程度になるのではないかと考えられます。これは、1.3円で売られたとしたらということでございます。仮に4円で売れたら3,000億円程度になります。

1,000億円程度の売上高になるということは、賦課金が24分の1下がるということになります。

現在の賦課金はキロワットアワー当たり2.9円でございますので、これの24分の1ということで10銭強下がるということになります。4円で売れば30銭強が下がるということになります。

FIT証書が全量売れたとしても、賦課金が10銭から30銭しか下がらないというのは、FITの運営コストといたしまして、FIT電源に対して、それを1.3円や4円よりもはるかに高い額で支援を行っているということが理由になっております。

言いかえますと、1.3円や4円という水準につきましては、実際にかかっているF I Tのコストの24分の1ないし8分の1という水準感になっております。

続きまして、13ページをごらんいただければと思います。

これは、第1フェーズの開始時期と終了時期についてまとめた資料になります。若干読み上げさせていただきます。

29回、前回の制度検討作業部会におきまして、「中間評価の基準導入時期にもよるが、遅くとも第1フェーズは2022年から2024年には終了することが考えられる」としていたところでございます。

グランドファザリング設定の時点から非化石電源比率が大きく変化した場合、先ほども17年と18年で違うということをおし上げましたけれども、グランドファザリングを見直さずに維持しておく和不適当なところもあると考えております。

また、再エネの導入コストの変化等も踏まえまして、グランドファザリングについては迅速に見直していくということも必要かと考えておりますので、現時点での非化石電源比率に基づいてグランドファザリングを設定する第1フェーズにつきましては、終了時期を2022年度にしてはどうかというのが事務局からの提案でございます。

なお、中間評価の頻度につきまして、前回の作業部会におきまして、3年間の目標平均値で評価するという考え方はお示ししましたけれども、それをローリングのように毎年度評価しますと、頻繁に評価を実施することになるので負担があるというようなご意見もあったところでございます。

4ポツですけれども、仮に事務局提案のとおり第1フェーズの終了時期を22年度末とした場合には、現時点から約4年後となりますので、評価については2023年度に行うということが考えられるのではないかと思います。

その場合は、2023年度以降の第2フェーズのあり方を議論するための各事業者の目標値と実績値の確認という作業を第1フェーズの中途において行うということにしてはどうかと考えております。

第1フェーズの開始時期については、2020年度を軸に、今後電力・ガス基本政策小委で議論してはどうかと考えております。

続きまして、14ページでございます。

発電事業者の非化石証書の収入についてというところでございます。

これも若干読み上げさせていただきますけれども、高度化法につきましては、非化石電源の利用の促進を図る法律でございますので、非化石証書の取引が非化石電源の利用の促進につながる

ことが望ましいと考えております。

その一方で、高度化法は小売電気事業者等を義務対象者としておりますので、非F I T非化石電源の発電事業者に対して具体的な義務を課すことは困難とも考えます。

このため、非F I T非化石電源を有する発電事業者に対しましては、非化石証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充てていくような自主的な取り組みへのコミットメントを当面の間求めていくこととしてはどうかと考えております。

また、当該発電事業者が証書の販売収入をどのように用いているかにつきましても定期的に説明を求めていくこととしてはどうかと考えております。

こうした取り組みにつきましては、一定規模以上の非化石証書の販売実績を有する事業者に対して求めていくこととしてはどうかと考えております。

15ページ以降で、卒F I Tの状況などについても資料をつけております。

卒F I Tにつきましては、本年11月から出てきていますけれども、住宅用太陽光発電が卒F I Tとなります。

19年に卒業するものが53万件、200万kW。以降、80万から140万kWの卒F I T電源が市場に登場します。

それから、続きまして16ページですけれども、公営水力の状況ということでつけております。

公営電気事業者の電源構成といたしましては、大半が水力発電になっております。その量といたしましては、約80億kWhございます。

ということでございまして、先ほどの卒F I Tと公営水力を合わせますと、現状の新電力の販売電力量シェアが15%程度と考えますと、80足す20——まあ、卒F I Tで初年度も20億kWhぐらい年間ベースが出ると考えますと、合わせて100億kWh程度ございますので、この8.9%のさらに15%——まあ、1%前後の非化石電気が公営水力と卒F I T電気というところで存在するということとなります。

この公営水力につきましては、現在入札制への移行ということを呼びかけているところでございます。

それから、17ページですけれども、既存契約見直しガイドラインということで、若干話は変わりますけれども、小売電気事業者が発電事業者との間で——まあ、公営水力もそうですけれども、締結している非化石電源の調達に係る既存の相対契約におきまして、現時点においては非化石価値に関する取り扱いを契約上きちんと書いてあるケースは珍しいのではないかと思います。

既存の相対契約における非化石価値の取り扱いにつきましては、基本的には契約当事者間の協議によって取り扱いが決められるものでありますけれども、その協議を円滑に進めるためにも、

政府として指針を示す必要があるのではないかと考えております。今後検討していきたいと考えております。

それから18ページ、「小売事業者の証書購入負担について」というところのスライドについても若干読み上げさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、小売電気事業者は、グランドファザリングの設定基準年における非化石電源比率または設定基準年における非化石電源比率の全国平均の範囲内において、グループ内の発電事業者からの相対取引、社内取引で証書を入手します。

これを超えて、中間評価の基準となる目標値までは、グループ外の発電事業者、あるいは市場からこの証書を購入することになります。

その際に、各事業者の販売電力量に対する目標値達成に必要なグループ外、市場からの証書調達量は同じ割合となっております。

小売事業者がグループ外、または市場から証書を購入した際に、FIT非化石証書につきましてはFIT賦課金の削減に、また非FIT非化石証書については、前述のとおり、非FIT発電事業者におきまして非化石電源の利用の促進のために使われていくということになります。

ということになりますので、一律にこの証書を買う義務がかかっていくわけでございますけれども、他方で、小売事業者の事業環境への影響につきましては、中間目標の設定後に改めて確認を行っていく必要があると考えております。

19ページ、沖縄・離島エリアの取り扱いでございますけれども、沖縄・離島エリアにつきましては、現在の告示では、平成29年度の供給計画における最終年度の非化石電源比率以上の比率を目標値として定めるということになっておりまして、目標値の設定の仕方がほかのエリアとは異なっております。

ということでございますので、ほかのエリアと同様の形での中間評価の基準の設定は不要ではないかと考えております。

ただ、告示の改正の可否につきまして、今後、電力・ガス基本政策小委におきまして検討されると思いますので、検討したいと思いますので、告示が改正されて、沖縄・離島に対して新たな目標値が設定された場合には、中間評価の基準の設定について必要に応じて改めて検討したいと考えております。

それから、20ページでございますが、高度化法の達成計画につきましては、現状5億kWh以上の事業者に対して提出をお願いしておりまして、その事業者数は現在46社でございます。

販売電力量シェアは98%でございましたが、基本政策小委員会におきまして、自由化が進展する中で、この5億kWhという水準についても議論が必要ではないかというご意見がありました。

ということで、今後議論をしていく必要もあろうかとは思いますが、一方で、達成計画の対象事業者の基準の拡大につきましては、比較的規模が小さい新電力等も対象に含めるということになりますので、実態を踏まえた丁寧な検討が必要と考えておりまして、まずは、その実態把握を行っていききたいと考えております。

その一方で、高度化法の対象事業者から外れるために、意図的に販売電力量を削減するようなケースが見られた場合には、可能な限り速やかに対応策を検討したいと考えております。

21ページでございますけれども、非F I T非化石証書の取引に係る制度設計の今後の進め方でございますが、これまでの制度検討作業部会における議論につきまして、もう年明け以降3回行っているということもございまして、次回の基本政策小委において現在の状況について報告を行いたいと考えております。

基本政策小委からのご議論も踏まえまして、引き続き制度検討作業部会において詳細制度設計等の検討を継続したいと考えております。

説明が少し長くなっておりますけれども、資料3-1につきましては、以上です。

続きまして、資料3-2につきましては、少し省略しながらご説明したいと考えております。

資料3-2をごらんいただければと思います。

まず、1ページ目に実証実験の背景を書いてございますけれども、もともと貫徹小委の段階からF I T非化石証書の継続的な改善について検討していくこととされておりました。

2ページ目以降で実証実験の結果のご報告を書いてございます。

3ページ目、トラッキングスキームの導入の意義でございますけれども、今回のトラッキングスキームの導入によりまして、需要家が非化石証書を「R E100」に活用することが可能になったところでございます。

4ページ目、これは「R E100」側とも調整を行った上で、こうした非化石証書の活用がトラッキング証書については認められるところになったところでございます。

5ページ目、実証実験の概要でございますが、今回実験を行いましたのは、2月末に取引された実際の証書でありまして、この証書は、昨年7月から9月に発電されたF I T電気に対応する属性情報でありました。

6ページ目、トラッキングスキームの概要でございますが、実証実験事務局におきまして、情報基盤システムを使いまして属性情報を一括して管理したところでございます。

具体的には7ページでありますけれども、そこに書かれているような情報を非化石証書にひもづけを行ったところです。

今回、参考までに小売事業者のお名前のみならず、当該メニューを購入することを予定してい

る需要家についてもトラッキング情報を付与したところです。

それで、8ページ目ですけれども、これが実証実験終了の段階で小売電気事業者が受け取った属性情報付与証明書のイメージでございます。

グローバル企業にも活用いただけるように、英語表記も入れるなどの工夫を行っております。

9ページ目、属性情報割当の優先順位でございますけれども、発電事業者を小売事業者とマッチングさせていく上で一定の優先順位をつけまして、PPAを持っている事業者から優先的にマッチングをさせていきました。

10ページ目ですけれども、トラッキング付非化石証書を活用した営業活動ということで、現時点においては、小売営業ガイドラインは変更しないという整理で実証実験を行いましたので、小売事業者についてはトラッキング付非化石証書の内訳だけを記載していただくと、こういう整理にしていたところです。

11ページ、発電事業者の参加状況ですけれども、59の発電事業者に参加いただきました。5.5億kWhの非化石証書、非化石電源が登録されたところです。

12ページに、実証実験に参加いただいた発電事業者を掲載しております。59社参加いただいたうち、公開に同意いただいた46社のお名前を記載しております。

13ページには、小売事業者として参加した事業者の名前。これは40社のうち、公開に同意いただいた34社のお名前を掲載しております。

14ページですけれども、トラッキング付非化石証書につきましては今回販売いたしましたけれども、まず割り当て方法といたしましては、PPAをお持ちの方が小売、発電ということでやってきていただいてマッチングしたということが77%を占めました。

電源種別では太陽光の取引量が最も多く、その次バイオマスという量になりました。

15ページ、今回のオークション結果ですけれども、40社ということで、以前よりも参加小売事業者数はふえましたけれども、約定量は2018年第2回秋のオークションよりも減っております。

この理由でございますが、16ページをごらんいただければと思いますが、秋のオークションで大口で証書を購入された事業者がございます。

入札量が減少した会社が1社だけございました。この会社が大口で証書を購入いただいていた事業者でございます。今回は、前回に先の分までまとめてお買い上げいただいていたということもありまして、今回は入札時の入札量が減少しております。

ただ、その他の事業者におきましては、今回初参加であったり、前回参加しなかったけれども今回参加した、引き続き参加したけれども入札量はふやしたと、こうした事業者が多くなっておりますので、ほとんどでございますので、全体的には1社を除いて取引は活発化したということ

になっております。

今後の購入量の展望ということで17ページに書いてございますけれども、実証実験に参加した小売電気事業者にヒアリングを行いました。今後はメニューの開発、顧客開拓が進めば購入量が増加していくことが考えられるという意見をいただいております。

18ページ以降、今後の方針でございますが、19ページに次回以降のオークションにおけるトラッキングスキーム導入ということでスライドを掲載しております。

19年5月開催のオークション以降も、トラッキング付非化石証書の販売に係る実証実験を継続したいと考えております。

その際に、非化石証書の利用価値を高めるために、証書と組み合わせる電気の需要家への訴求方法について検討を行っていきたいと考えております。

20ページをごらんいただければと思います。

電気に付随する価値の取引に関する扱いということでございますが、現状におきましては、非化石証書においては環境価値ということで、非化石価値、ゼロエミ価値、環境表示価値ということを訴求し、産地価値、特定電気価値と、こういうものは電気取引、PPAのほうで訴求していくということになっております。

需要家に対して非化石証書のメリットを訴求していくためには、わかりやすく価値を示していく必要があると考えておまして、どういう形で表示を行っていくかということについて検討を進めていってはどうかと考えております。

21ページは、現状の小売ガイドラインの整理を掲載しております。

22ページでございますけれども、今後検討したいと考えておりますのは、小売買い取りとトラッキング付非化石証書を組み合わせたときに、現状は実質再エネという表記になっておりますけれども、これをどういうふうな形で訴求していくか。

例えば、化石電気と非化石証書を組み合わせた電気とは違った形で、より再エネであるということを経営者にストレートにわかっていただけるような、こういう表現方法が工夫できないかと、そういうことを検討していきたいと考えております。

23ページ、24ページ、25ページは、以前の資料の抜粋でございますので、説明を省略させていただきます。

26ページでございますけれども、FIT非化石証書の需要拡大に向けた今後の方針ということで振り返りを書いてございますが、取引初年度におきましては、一部の大口需要家を除きまして、非化石証書を利用した電力メニューの開発や需要家の開拓は進まなかったところでございます。

ということでございますけれども、非化石証書の認知度向上、それから需要家への訴求内容な

ど、制度の改善点は引き続き残されていると考えておりますし、トラッキングスキームも導入されたばかりでございますので、定着を図っていくことが必要と考えております。

F I T非化石証書につきましては、F I T賦課金の金額も踏まえまして、入札最低価格、入札最高価格も設定されているわけでございますけれども、F I T非化石証書の需要拡大ということをお考えますと、まずは証書の付加価値を高めていくということが重要ではないかと考えておりました。そういうことを通じて新たな証書需要を発掘していくことが重要ではないかと考えております。

そのためには、トラッキングスキームも含めまして、環境意識の高い需要家のニーズを丁寧に捉えながら、証書の魅力向上に一層努めていくということが重要ではないかと考えております。

それから、29ページ以降、次回以降のオークションにおける改善点というところでございますけれども、30ページに、次回以降実施されるオークションに向けての改善点ということで何点が記載しております。

詳細は割愛いたしますけれども、属性情報の空押さえの防止策といったことも検討が必要ではないかと考えております。

31ページに少し具体的に書いてございますけれども、空押さえを行った事業者に対して軽いペナルティーを科すということも必要ではないかと考えております。

説明が長くなりましたけれども、以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明の内容につきまして、皆様からご意見いただければと思います。

それでは、いつものように名札を立てていただければご指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

廣瀬委員から、お願いします。

○廣瀬委員

ご説明ありがとうございました。

資料3-1に関して、幾つか申し上げます。

まず、グランドファザリングの基準年度を2017年度にするか、2018年度にするかという点につきまして、2018年度のほうがより実態に近い、現状に近いわけですから、こちらを基準にしようとした場合に、この資料の10ページにありますとおり、ことしの5月に開催されるF I T非化石証書の2018年度の第4回のオークションにおいて何らかの恣意的な行動につながるという懸念が

あるというお話がありました。

この点につきまして1つ思いますのは、例えば、2018年度の1年間、12カ月間ではなくて、2018年度の4月から9月までの半年間、あるいは4月から12月までの9カ月間を基準にしてはどうかという考えです。それに伴いまして、電源種別発電実績も、各事業者別の非化石電源比率も、同じ期間、6カ月間なら6カ月間、9カ月間なら9カ月間を基準にするという考えもあるのではないかと思います。

もちろん、水力発電のように季節性を持つ電源もありますし、6カ月間や9カ月間でなく、やはり1年間を通じた実績を基準としたほうがフェアであって、基準としてふさわしいという考えもあると思います。それならば、また例えばですけれども、2017年度の下期と2018年度の上期を合わせての1年間、あるいはそれぞれ3カ月と9カ月を合わせての1年間とか、そういうことも考えられるのではないかと思います。ここは、ぜひ事業者の皆様のお考えも承りたいところだと思います。

2点目は、同じく資料3-1の14ページ目にあります発電事業者の非化石証書収入の扱いについてですが、ここにあります事務局案に賛成いたします。

非化石証書収入以上の額を、ここに書いてございますように、非化石電源に係る設備投資ですとか非化石電源の維持に係る支出等に充てているかどうかを定期的に確認するというので、結構だと思います。

その際、ある程度以上の規模の設備投資がなされる場合に関してですが、設備投資というものの性質上、ある1年度だけの実績で判断するのではなくて、前後数年間、前後何年度かを含めて、総合的に見て確認することが適切なのかなと思います。

最後に、同じ資料の19ページ目にあります沖縄・離島エリアの取り扱いについてですが、ここも事務局案のとおり、中間評価の基準の設定は不要、もし、今後新たな2030年度目標、目標値が設定された場合には、中間評価の基準設定について検討するというので、結構だと思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、ほかにかがでしょうか。

松村委員、お願いします。

○松村委員

今出てきた点で先に確認したい点があるので、質問させてください。

まずはスライド10のところ、2018年を基準年にしたときの問題点として、FIT非化石証書

を買ってくる行動に影響を与えるということは、仮に2017年を基準にしたとして、既を買っている人はいるわけですね。これもグランドファザリングで取り上げられる対象になっているのか。

○鍋島電力供給室長

そこまで精緻な議論をしていないわけですが、原則としては非化石電源比率の中に組み込まれると考えております。

○松村委員

私は、10に書かれているような理由で、これで2018年が難しいなどというのは、全く納得いきません。

仮に2017年になったとしても、非化石証書を買ってきて、1年限りの効力のもので調達したものでグランドファザリングで取り上げるという発想自体、私は納得いきません。

例えば、総括原価と地域独占に守られていた時代に、自社で水力を開発した。水系は抑えているので、これからの事業者が開発に参入できない状況でのこの水力発電は、自然体だったら、2017年にも使っているけれども、202X年にも使っている可能性は高い。

これとは全く違う、1年分だけの証書を、つい最近できた制度を使って買ってきたという事実があるので、それを取り上げるってどういうことか。

もともとこの議論をしたときに比べてグランドファザリングは微妙に歪んできたのではないかと懸念している。もともと競争条件にすごくでこぼこがある。でこぼこがある原因が、総括原価と地域独占に守られていた時代に占拠した部分で、その後に入ってきた他の事業者がやろうと思っただけでできない、そういう要因で出てきた圧倒的な競争力の格差を、そのまま放置してもいいのかという議論だったのにもかかわらず、今の整理だと仮に原理的には証書を大量に買った人が、それで取り上げられるのは、その議論から著しく逸脱していると思います。

仮に2017年を採用したとしても、FITの非化石証書を買ってきて加算された部分を本当にグランドファザリングで取り上げるのか。この点は考えていただきたい。

もう一回繰り返しますが、先駆的にその証書を買って、環境意識の高い事業者がいろんな形で利用してくださっているわけです。それでも量のごくわずかだということを嘆いているわけです。先駆的に買ってくれた人が結果的に損する制度設計は、仮に基準年度が2017年だとしてもよくない。もちろん2018年を基準年度としても。

もし、この考えを採用していただけるなら、この理由で2018年を基準年度とするのには問題があると言う奇妙な議論はなくなると思います。

ほかにも言いたい点はあるのですが、後回しにして、この点だけ先に申し上げます。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

國松委員、お願いします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。

現在、非化石証書の取引を日本卸電力取引所で担当させていただいておりますが、資料にもありますとおり、0.01%程度しか約定していない状態でございます。

この原因というのは、最低価格の1.3円という高値の部分と、それを残った際にそれが配付されるというメカニズム。買わなかったほうが得をするという流れの中にあると思っております。

それに対する対応策として、中間目標の設定をされるというところで、8%程度のところがあれば、それは現在のFITのところを皆さんが買えば成り立つというのが導入されるのであれば、この1.3円というのは見直しの必要はないと思うんですが、2019年度、来年度分についても現行と同じやり方でやれば、2019年度は、ほぼほぼ約定も、また、ないということは続くものと考えられます。

2020年度の中間目標の設定というものをしっかり見ていくためにも、2019年度、来年度に関しては、例えば最低価格を大きく下げしてみる等の措置、そういったものは必要なのではないかと思います。

対象となりますJ-クレジットの価格との見比べにおいても、現在、非化石証書は完全におくれをとっている状態でございます。

多くの方は、高いので買いたくないというお気持ちがある中で、まあ、今回はトラッキングの今後の方針という中で出てきたものでございますけれども、2018年度分の取引が全て終わったときに、幾らほど売れたのか、来年度はどうするのか、そういった議論はぜひいただきたいというように考えてございます。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

安藤委員、お願いします。

○安藤委員

資料3-1についてです。

前回お願いしたとおり、試算を出していただいて大変ありがたいと思っています。

これについて、具体的に負担がどのくらい発生するのかということを数字として確認させてい

ただきたいと思います。

これは電気の小売事業者がかぶるわけではなく、全てか一部かはわかりませんが、最終需要家に、価格に転嫁されるのだろうと考えます。

価格に転嫁されるのかされないのか、いずれにせよ負担はふえるわけで、最終需要家が全部負担することになった場合には、電気料金が上がるわけですし、または小売事業者が全てを負担するという一番極端なケースでも、そうすると利益が減って経営に悪影響があり得るということで、数字としてそれがどのくらいのインパクトがあるのかを確認させてください。

2点目ですが、2017年度と2018年度、グランドファザリングの基準をどちらに設けるかということですが、2018年度のほうが現在に時間的に近いからといって、それが社会の実態と一致しているのかというのがとても気になりました。

先ほど教えていただいたとおり、2018年度は降水量、降雨量が多かったというお話でしたが、そもそも論として考えたときに、降水量の多い、少ないによって非化石電源の量は変わっているわけですが、それは努力によって変わった部分じゃなくて、ただ運の部分にすぎないので、それをどのように扱うのが適切なのか。

既存のものではあるんですけども、その増減というのをどうカウントすべきなのかということは、ちょっと考えてみる余地があるんじゃないかと感じました。

最後に14ページ目で、「自主的な取り組みへのコミットメントを求める」という書きぶりがあるわけですが、やはり日本語として気持ち悪くて、「自主的な取り組みのコミットメントを求める」って、それは自主的な取り組みじゃないよねと感じるわけですし、では、これは取り組みをしなかったらどうなるのかなどという点について、これは自主的な取り組みだったら、やらなかったとしてもどうしようもないような気もしますので、何か明確なルール化ができないのかなと感じております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ご質問については、また後でまとめてお答えいただきたいと思います。

ほかにかがでしょうか。

小宮山委員、お願いします。

○小宮山委員

ご説明ありがとうございました。

非常に、シミュレーションを今回されたということで、前回よりも、よりわかりやすい内容に

なったかと思えます。

それで、今回、シミュレーションを通じて確認できた点というのは、恐らく、証書購入上の公平感について、数字上で非常によくわかる内容になっている点かと思えます。

特に、ご説明ございましたとおり、グランドファザリングの基準年の非化石電源比率、もしくは非化石電源の全国平均値の範囲内で、あくまでグループ内では取引をして、それ以上の目標達成についてはグループ外、もしくは市場から調達するというので、事業者間の公平性という観点からは今回よく確認できて、非常にありがたいというふうに思いました。

また一方で、証書収入に関しましても今ご発言がございましたけれども、一応、自主的な取り組みへのコミットメント、非化石電源促進の上での、利用促進につながるように、証書収入を使用するというのでコミットメントは求めていくということで、こちらもなるべくルール化したほうがいいのかもかもしれませんけれども、その点が全体として確認できれば、市場としてある程度公平感があるものではないかと思った次第でございます。

それでもう一点、第1フェーズの終了期間は2022年度ということで、背景として、非化石電源比率が非常に大きく変化した場合とか、再エネコスト等の急速な変化を踏まえて、2022年度ということで、私は基本的に反対はしませんけれども、やはり出水率とか、あと原子力の再稼働、そこら辺は非常に不確実性が大きい点もあるかと思えますので、そうしたある程度予期せぬような大きな再稼働、出水率で大きな変化が起きた場合は、終了時期に関してはやや柔軟な考え方をとってよろしいのではないかというふうにも思いました。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかに意見はございますでしょうか。

松村委員、お願いします。

○松村委員

何度も申しわけありません。先ほど言わなかった点で申し上げます。

まず、シミュレーションを出してくれと言われて、これで大体どれぐらいの証書がどれぐらいの事業者に行きそうか。もちろん、個社名は出されていないのだけれども、それぞれの会社が大体イメージできるようなものを出していただいたという意味では、確かにシミュレーションになっていると思います。

ところが、新電力の方々が口々に「シミュレーションをお願いします」と言うのは、経営上どれぐらいのインパクトがあるのかを知りたい。量ももちろんですが、経営にどれぐらい影響を与

えるのかを知りたいということからすると、想定される証書の価格とセットでないと、その影響はわからない。

しかし、先ほど事務局は明確に答えたと思っている。これは普通に考えれば、その分だけ限界費用が上がる。証書の価格がついたとすれば、それに対応して限界費用が上がる。

売り手に回って収入を得る事業者もいるのだけれども、それは機会費用という格好で、限界費用が上がるのは、そちらの事業者も同じ。したがって少なくとも完全競争だったら、その分だけ価格は上がるはずだし、完全競争でなくても、自然な競争が行われていれば価格は上がるはず。

価格が上がると消費者に迷惑がかかるように見えるかもしれないけれども、それで例えば賦課金が減る効果で相殺される部分もあるし、さらに、これはもともと非化石の電源を普及させたいという政策目的のためにやり、非化石の電源を普及させるという追加的な制約がある場合と、ない場合というのを比べれば、ある場合のほうがコストが高くなるのは、多少はやむを得ないことであって、そのためのコストを国民で負担することとのセットでこういう環境政策を押し進めるわけだから、仮に賄い切れない程度に料金が少し上がったとしても、それは賦課金がふえてFITを後押しする結果として電気代が上がるのと、ある意味では同じような意味でやむを得ない。事務局は、そういう整理なのだと思います。

ところが、今言った絵は本当に正しいかどうかを、新電力は相当不安に思っていると思います。

この絵では、事業者の名前は書いていないけれども、恐らく最も多くの収入を得るであろう事業者は、本当にそういうまともな行動をとっている事業者なのかを少し考えていただきたい。

つまり、これを機に、これで新電力を潰す原資が手に入ったと思って、新電力の顧客になりそうなところに集中的に価格を下げて奪いにかかるというようなこと。もしそうだとすると価格は余り上がらないので、むしろ短期的には消費者にとっては望ましいのかもしれないけれども、それで新電力を壊滅させた後でゆっくり市場を独占化するなんてことが本当に起きないのか、相当に懸念される。実際に価格は上がらないかもしれない。

価格が上がらなければ、短期的には消費者にとってメリットなのかもしれないのだけれども、その結果として独占化がさらに進むことになりかねない。

そういうことを考えると、もしこの懸念が実際に起こったとすると、仮に価格が変わらなくて、この証書を1.3円で買わなければいけないということになったとして、それで利益がどれくらい減るのか試算してみると、事業者から発言があるかもしれませんが、場合によっては、もう利益は全部吹っ飛んで、退出せざるを得ない規模感になるぐらいの、甘いグランドファザリングではないか、ということをおそれています。

そうすると、もし本当に転嫁が進む。したがって、その意味で一部の事業者の負担はふえるか

もしれないけれども価格も上がるので、だから新電力の収益性に著しく大きな不利益を与えるようなことはないということだったとすると、そう自然に価格が上がるということを想定しているということですね。本当にそれが起こるのかどうかには新電力がとても懸念を持っているということは、ぜひ理解していただきたい。

そうすると、そのための監視というか、不当な価格差別の監視は、今まで以上に重要になるという覚悟をちゃんと持った上で総合的に政策を考えていただきたい。

次に、既存契約の見直し。これは容量市場も同じだと思うのですが、この価値を前提としないでもともと結ばれていた契約。その価値が証書化されることがあるとわかっていたとしたら、価格だとかがこうなったはずだとかというのを考えながら、容量市場だとか、非化石市場だとかについてもある種のガイドラインをつくるのは自然なこと。交渉を円滑にするから。しかし1つ考えていただきたい点があります。

これは、広域機関だとかでは技術的な検討をするので、そこまで政策的に考えないのは自然だと思いますが、この委員会、あるいは基本政策小委では競争促進も一方で考えられていて、それで総括原価と地域独占に守られていた時代に囲い込んだ電源を切り出して出してほしいということはずっと言われているのだけれども、なかなか進んでいない。

そうすると、これは容量市場でも同じですが、もし容量市場があったとすれば、自然体に市場メカニズムに基づいて契約を書いたとすると、小売の購入価格が下がって、でも別のところで発電側は収入が入ってきてというメカニズムが働くのは確かにそうですが、もしそうだとすると、自然体なら契約の改定に当たるわけです。

旧一般電気事業者は、総括原価と地域独占に守られていた時代に、もうそこにしか売り先がなかった。だから、もう必然的にそこと契約せざるを得ないという状況で結んだ基本契約を盾にとって、いまだに電源を大量に抱え込んでいる。

今回の非化石証書の導入だとか、あるいは容量市場の導入だとかは、確かに大きな制度変革だけれども、完全に独占だった時代から競争の時代になったという事情変更と比べて、どれぐらい大きな事情の変更なのかはよく考えていただきたい。

そうすると、そこでの価格改定は当たり前のようにできるのに、総括原価と地域独占に守られていた時代の基本協定というのは期間の定めがない、あるいは物すごい長期の契約で結んでいる。これを盾にとって、国民の契約だからというのでいつまでも囲い込んでいるという特権を一方で享受しながら、価格については発電部門がお金を取れるので、だからその分だけは自然に改定して卸価格を下げろなどというのを許してもよいのか。政策的な観点からよく考えていただきたい。

普通の市場、新規参入者にとってはある意味で市場が開いた後の契約ということなのかもしれ

ないのだけれども、旧一般電気事業者がそのような古い契約で基本契約を盾にとる。これは民民だからなどということでも今までずっと出てこなかったような電源に関しても、この特権というか、ガイドラインによる利益を与えてもよいのか。

逆に、このガイドラインに沿ったような改定をすれば、それは契約は改定したとみなして基本契約で囲い込んでいるという言い訳を認めないということも考える余地は十分あるのではないか。

その結果、もし価格の改定をして、なおかつ、それは民民の契約でやったのだからということだとすると、支配的な地位を利用して電源を抱え込む、新たな契約で囲い込んだと見なすべき。この観点から監視する余地があると思います。

しつこいようですが、容量価値にしても非化石価値にしても新しくつくられた価値。この変化は、独占から自由化に変わった変化に比べて、それもはるかに上回るような大きな事情の変更なのかということは十分考えていただいて、ほかの政策とのリンケージを考えていただきたい。広域機関だとかの整理では技術的なものを扱うので、そういうことを考えていないと思いますが、この委員会、あるいは基本政策小委で考えるときには、そういうことまでちゃんと考える余地はあるはず。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、鍋島さんのほうから今ご質問のありましたような点につきまして、コメントをお願いします。

○鍋島電力供給室長

安藤委員から、数字のインパクトということでご質問いただきましたけれども、先ほど口頭でも申し上げましたけれども、8.9%ということでありますと、1.3円から4円を掛けますと、キロワットアワー当たり10銭から30銭というような水準感になろうかと思えます。

先ほども申し上げましたけれども、家庭の電気料金が20円強だとすると、その200分の1から60分の1というような形になろうかと思えます。

では、先ほど松村委員からのご指摘もありましたけれども、それがどうなるのかというところでございますけれども、FIT証書を購入するということを仮定しますと、FIT証書の場合は、最終的には翌年度の賦課金の削減に充てられますので、これは小売価格が上がって賦課金が下がる。需要家からするとトータルの負担は変わらないんですけど、小売料金としては上がるという形になると思えます。

それが上がるかどうかというところを、先ほどまさに松村委員からご指摘いただいているところですが、そこにつきましては、監視等委員会におきまして、現在、経過措置にも関係しまして、発電部門から小売部門に対して何らかの補填が行われているかどうかであるとか、あるいは非常に安い価格で売ることについてどういうふうにか考えるかという点について検討をいただいているというふうに承知しておりますので、監視委からも事務的なご示唆いただいているんですけれども、連携しながら進めていくということもあり得るのではないかと思います。

あと安藤委員からご指摘のあった降雨量の関係ですが、確かにそのように、年間1%程度、降雨量で出水率などで非化石電源比率は変動があると考えております。

それで、激変緩和措置ということで、今の段階では6%を控除するとしておりますけれども、この激変緩和措置につきましては、こうした6%を控除することで証書価格が非常に高騰するということを防ぐような効果もあるのではないかと考えております。

この激変緩和措置は、いずれかの段階では削減していくのであろうかとは思いますが、第1フェーズに関しては6%を維持するということですので、その、突然湯水になって非化石電源が少なくなって証書価格が高騰するというリスクは一定程度緩和できているのではないかと思います。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、オブザーバーの皆さんにお願いしたいと思います。

それでは、竹廣さんから順に行きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○竹廣オブザーバー

ありがとうございます。

先ほど松村先生からも、政策目的とコストの関係についてご説明をいただいたと思っています。完全な競争環境の中では、証書費用を小売料金に転嫁して国民全体で負担することもあり得るのかもしれませんが、今の競争環境では小売が負担せざるを得ず、その負担感は甚大だと思っています。

今、鍋島室長から、単価に割り戻したときの負担感のご説明がありました。事業者目線ですと、8.9%から11.14%の証書購入に対し証書価格を1.3円としますと、持ち出しは十数億円から20億円近い金額になりますので、これは手前どもの話で恐縮でございますが、利益が吹き飛ぶ水準になります。これは前回の審議会でも申し上げたことでございます。

今回の定量的試算の結果から、小売の負担感を見ることも1つの目的だったと思っています。今回の結果を踏まえ、中間目標の設計の抜本的な見直しをお願いします。

見直しに当たりご考慮いただきたいのは、非F I T非化石電源の性格及び特殊性です。

再生可能エネルギーについては、新規参入者にも調達や構築のチャンスがございますけれども、原子力や大型水力からの電源調達については新規参入者が主体的に関与するのは事実上難しいと思っています。

性格の異なる電源を同じ目標の枠の中で議論しておりますけれども、これ自体に少し無理があるのではないかと考えているところです。

例えば一案として、再エネの導入目標分については小売事業者にひとしく割り当てて、原子力及び大型水力については、現在の電源保有状況に合わせて別に目標設定する方法も考えられるのではないかと考えております。

我々新規参入者ができる非化石電源の導入努力は再エネの調達が中心ですので、制度はこれらを後押しするものであってもらいたいと考えます。

ぜひ再考をお願いします。

もう一点、14ページに発電事業者の非化石証書の収入についての記載がございます。

ここで「証書の販売収入をどのように用いているかについて、説明を求める」と記載されておりまして、これ自体はもちろん必要だと考えていますけれども、そもそも非化石電源の設備投資は、本来この証書収入がなくとも事業者がやっていくべき投資だと考えています。

14ページの下図は、過去の総括原価と地域独占時代に建設された非F I T電源からの非化石収入のことを示していると思われまけれども、新規参入者は図の青色の制度的に価値化された非化石収入がない中で、右に記載の「非化石電源に係る設備投資等々」を始めていくことになりますので、これはイコールフットィングになっていないと考えております。

加えて、証書収入から玉突きで生まれた原資を非化石以外の電源にも使えることですか、発小一体である現状におきましては、玉突きで相対卸契約等を通じてグループ内の小売にもこの原資を投下できることから、競争上の不公平が生じる部分について対策が必要だと考えております。さらなるご検討をお願いしたいと思います。

長くなりますけれども、トラッキング付の非化石実証の件につきましては当社も参加をさせていただきます。有用であることが確認できました。ありがとうございます。

実証実験の継続はぜひお願いしたいと思いますし、本格運用の早期開始につきましてもご検討をお願いしたいと思います。

顧客のオフセットニーズについては、年度を通じたものになりますので、年度の途中からトラッキングができないことになると、今後のトラッキング付非化石証書の商品としての利用意義や信用が下がることにもつながりかねませんので、トラッキングできない空白期間が生じない

ような継続的な対応をぜひお願いしたいと思います。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○横山座長

それでは、柳生田さん、お願いします。

○柳生田オブザーバー

ありがとうございます。

私どもから大きく2点、意見を申し上げさせていただきたいと思いますが、

今回のグランドファザリングの適用で、量がある程度軽減されるということは理解しましたということですが、先ほどからご指摘あるように、我々の懸念というのは小売の事業にどのぐらいのインパクトがあるのかということを知りたいわけございまして、具体的に小売価格がそのまま消費者に負担できるかどうかという問題があつて、それがバック・ツー・バックで賦課していいよというようなルールがない限り、体力勝負になるような面もございまして、それをのみ込める事業者とのみ込めない事業者のところで競争にゆがみが出るのかなと思っております、それが転嫁せざるを得ない事業者というのは競争力が弱まっていくということになりますので、その辺で、我々としては小売で負担するということはある程度考慮せざるを得ないというふうに思いますと、例えば1.3円というような価格で約定するということになると、小売への影響は甚大だと思っております、そのようなインパクトがどのぐらいあるのかということをご示唆いただきたいということでございます。

もともと非化石市場というのは、そもそも市場の設計次第で、負担額は、極端に言えば売り札が足りなければ約定価格は無限大になってしまうですとか、逆であればミニマムになるというような性格のもので、この辺の市場設計に大きく依存すると思っておりますので、どのような売り量ですとか、開場のタイミングですとか、上下限の価格設定ですとか、そういったものをご提示いただいて、ある程度の負担額の感覚というものを知りたいというふうに思っておりますので、この辺の根本的な問題が解決されない限り、なかなかこの制度がいいとか悪いとか言えるようなものではないと思っております。

それからもう一点、非FITを所有している事業者が目標値以上の方であれば、その方は市場に売り札を出しますと、持っていない人は買いますということなんですけれども、この制度ですと、目標値以上の電源を持っている人は、それ以上の非FITをふやすインセンティブが生まれにくいということでございますので、そこから収入を得ても、基本的には経済判断で、今のFIT価格でそれを投資基準に見合わないとなったときに、基本的には自分は足りているわけですから、投資のインセンティブは湧かないということになります。

そもそも非F I T電源とF I T電源を混在して市場にしようというところに少し無理があるのではないかと感じております。

先ほどエネットさんからもありましたけれども、我々もそのように感じていまして、例えばですけれども、そもそもある特定の事業者に、後から顕在化した費用が移転することによる発電事業者としての競争の公平性の観点で、小売のほうにその価値が移転するかどうか以前の問題として問題があるのではないかとというふうに以前から指摘させていただいております。

この点に関して、この回答の中では考慮がなされていないのではないかと感じております。

そう思いますと、たまたま原子力が再稼働して、たくさん非F I T電源の原資をお持ちである事業者とそうでない事業者の間に不公平が生じないようにするためには、例えばですけれども、F I T電源に特定して、まずは全員に等しく配賦するのではなくて、F I T電源に市場を設けて、皆さんが等しく買いに行くといったような取り組みで中間目標を定めるというのも1つの考え方ではないのかなというふうに思っておるところでございます。

それから、5億kWhという基準がございますけれども、これを設けることがある意味抜け穴になったりするようリスクも考えられると思いますので、販売電力量のカバー率を上げるためにも全事業者を対象にするということが望ましいのではないかと考えていますけれども、そういった議論をする以前に、この制度の建て付けをもう一度根本的に見直していただけないかなと思っておるところでございます。

それから、すみません、長くなりますけれども、トラッキングに関しましては、今現在、メニュー別排出係数の単価の設定もできるようになってきておりますので、例えば最低価格を引き下げて、需要家が非化石電源にリーチしやすくするということを通じまして、日本のマーケットを利用して、例えば「RE100」等への対応をしやすくするといったような制度的措置を行うことによって日本の国際競争力を高めるといったようなことにもつながると思いますので、最低価格の引き下げということを検討していただければと思っております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、中村さんお願いします。

○中村オブザーバー

ご説明ありがとうございます。

今回の事務局案について、先ほど小宮山委員からは、おおむね事業者の公平性が担保されると受けとめられるというご発言がございましたが、事業者目線で申し上げますと、まだまだ事

業者間の競争を大きく歪めるものになっていると受けとめており、原案には賛同できません。

具体的には、発電事業者による非化石証書の用途制限に関わること及び目標値の設定の部分でございます。

まず1点目でございますが、これはスライド1に示されておりますとおり、今回の制度設計は、もともと大型水力や再稼働済みの原子力を有する一部の事業者のみが収入を得て、その他の事業者がこれを負担していくという構造になっています。

その背景には、発電事業者に非化石電源の維持・拡大を進めるインセンティブを与えるという目的があり、逆に言えば、その趣旨以外に収入が使われないよう、発電事業者間の公平性も担保される形で用途を制限できて、初めて制度を導入する意味があるのだと理解しております。

したがって、スライド14の記載にありますとおり、発電事業者に対して具体的な義務を課すことができないのであれば、小売電気事業者に証書購入の義務を課す目的を失うことになると考えております。

収入の用途を発電事業者の自主的取り組みに委ねるしかないのだとすれば、制度設計自体を根本的に見直さざるを得ないのではないかと考えております。

次に、目標値の設定でございますが、事務局にご提示いただいた数値を基に、証書価格1.3円と仮定して中間目標達成の負担額を試算いたしましたところ、やはり電力事業継続に甚大な影響を及ぼすものであると言わざるを得ません。

先ほど竹廣オブザーバーからもございましたとおり、ほぼ小売事業の利益額と同じオーダー感で費用負担が発生すると受けとめております。

今回事務局から提示いただいた方法ですと、弊社を含む原発や大型水力を有さない、カテゴリCに属する大半の小売事業者にとっては、証書コストを自社の経営努力でのみ込めるようなレベルにはなく、一部をお客さまに転嫁させていただくこと等を検討したとしても、現実的に対応していくのは難しいものと考えております。

新電力が対応可能な中間目標をもう一度考えていただきたいと思いますと思いますが、もしグランドフェザリングだけでうまく調整していくことができないのであれば、竹廣オブザーバー、柳生田オブザーバーの発言にもありましたが、例えば、再エネの目標をまず一旦切り出して、皆で等しく負担していくといった方法も、まだまだ考えられるのではないかと考えております。

こういった方法を含めて、いま一度継続的にご検討いただけないかと思っております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

まだ議題も残っていますので、今、札を立てていただいた方で終わらせていただきたいというふうに思います。

それでは、又吉委員からお願いしたいと思います。

○又吉委員

ありがとうございます。2点、コメントさせていただきたいと思います。

1点目は、グランドファザリングの基準年度についてです。

17年、18年度とした場合のシミュレーションを示していただきまして、ありがとうございます。

この試算値を見れば、小売事業者さんにとっては、18年度基準の採用が望ましいというふうにお考えになれるのではないかという印象を持ちました。

ただ、18年度の基準の場合には、要証書購入量というのは、あくまでも仮置きでありますので、実際に本当にここまで17年度基準と18年度基準のギャップが開くのか、ちょっと疑問に感じているところなんです。その点を留意することも必要ではないかなというふうに思っています。

また、10ページにも注記がありましたが、現状の事務局案がベースになれば、18年度を基準とした場合、ことし5月に行われる18年度の第4回オークション、これがほぼほぼ機能しないのではないかというところを懸念しておりますので、この点もご留意いただければと思います。

2点目は、中間評価の基準の設定方式についてです。

ある意味、野心的な目標を設定することというのは非常に重要であると思っておりますが、非化石価値取引市場の設立目的の一つである証書収入が発電事業者による非化石電源の新設、維持、更新に利用される仕組みの担保という視点が少し欠けているのではないかというような印象を持っております。

今回の事務局案では野心的目標設定ということで、グランドファザリング対象外の事業者も含む全事業者の目標値に対して一律に3.64%、もしくは7.68%がオンされております。

その場合、特に2018年度を基準年とした場合、非FIT非化石証書のネット売り札というのは、ほとんど出てこない。つまり、FITの証書価値しか売れないというようなことになるかと思っております。

そういう意味では、非化石価値電源の維持・更新に資するような適正な対価を発電事業者が得られる環境整備という視点が欠けてしまうのではないかというところを懸念しているということです。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。

前回ちょっとお休みさせていただいていたんですけども、そもそも一律でやろうと最初決めていたものについて、エグゼンプションを入れるんだと理解しました。それをグランドファーザーと呼ぶと理解しています。

そうした差を決める際に、基準というのは、現在の非化石電源の比率の高低に合わせて基準を決めようということで理解しているんですが、基本的に現在における——17年度、あるいは18年度で結構ですけども、非化石電源比率の各事業者の高低というのが一体どういう理由で生じているのかというのは、1つ重要な点だろうと思います。なおご指摘は、ずっと事業者からもあったものと思います。

外生的なものなのか、あるいは投資を努力されてここまで達成されたものなのか、それが混在しているんだと思います。

必ずしも規制時代にできた電源だからといって全く経営努力していないとか、事業者はコストを払っていないというわけでもないと思うので、それ自体をもって外生だとも言いがたいところはあると思いますけれども、そのあたりの切り分けというのはしないと、なかなか議論がかみ合わなくなっちゃうのかなというふうに思っています。

それが1点、基準の決め方で感じた点です。

2点目は、このお金の使い方ですけども、先ほどからあるように、趣旨に照らすと、やはり非化石電源事業部門にきちっとお金が行くということが重要で、ここでお金を使ってもらって投資をするという姿をちょっととれるような形が本来望ましいのかなというふうに思っています。

他方で、事務とか規制コストってあると思いますので、そのあたりの見合いだろうとは思いますが、納得を得るためには、このあたりをしっかりと見てもらうような形というのは重要なのではないかと。

少なくとも、事業者さんからご指摘あった小売の事業の競争をゆがめるような形で非化石の市場の設計が影響を与えるようなことというのはあっちゃいけないだろうなというふうに思っています。

これまで余り議論がされていない点ですけども、トラッキングのことについて一言申し上げますけれども、今回、非化石証書のトラッキングをされるということで、そのための制度設計、あるいは実際に実証実験をやられているということですけども、電源のトラッキングもできる

とすると、非化石証書の産地と、特定の電源種、そして電気の産地とが混在すると、消費者はかなり混乱するだろうなという気はします。

このあたりは慎重に検討する文言があったと思いますけれども、どういうふうに消費者に訴求するののかという点はよくよく検討しないと、少なくとも混同を招くような形というのは、本来の趣旨には合わないのかなというふうには思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは鍋田さん、お願いします。

○鍋田オブザーバー

ありがとうございます。

私のほうからは、2点ほどお話しさせていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、すごく大事なことは、2030年に向けて非化石電源比率44%、これはつくっていくということが大事だと思います。

そういう意味でいきますと、この非化石市場なるものは電源を開発・維持するというインセンティブと、それからもう一方で小売の負担をどこまで抑えられるかと、ここのバランスが大事ななと思っています。

今回ご提案があった内容ですけれども、前回までの非化石電源の伸び率だけではなくて、グランドファザリングにおける設定総量を今回加えるということになりました、そういうご提案ですので、小売の負担はその分ふえているということになります。

そうしますと、先ほどから少しお話も出ていますが、激変緩和の数字のところを2017年よりも一番実績に近い2018年を使うということが考えられるというぐあいに思います。

いずれにいたしましても、小売の負担を軽減するような策について検討いただければというぐあいに思います。

それから、2点目でございますけれども、第1フェーズの終了期間について2022年というご提案がございました。これにつきましても、これから非化石電源の比率がどうなっていくのかとか、制度が始まった以降、小売事業者の事業環境がどうなっているのか、そういうのを分析した上で最終的にどの年度かというのを決めるべきだというぐあいに思います。

以上です。

○横山座長

内藤さん、お願いいたします。

○内藤オブザーバー

ありがとうございます。

非FIT非化石証書取引の制度設計につきましては、大変難しい課題をご検討いただきお礼を申し上げます、ありがとうございます。

以前からお願いしておりますとおり、激変緩和策と非化石電源の維持・開発のインセンティブが両立するように、バランスのとれた仕組みになるよう、引き続きご検討をお願いしたいと思っております。

また、トラッキングに関してでございますけれども、非化石証書を利用した電力メニューにつきましては、私どもも今試行的に販売といたしますか、マーケティングを始めてございます。

少しずつ手応えを感じてお礼を申し上げます、これが広がっていくように努力してまいりたいと思っております。

資料の22ページに、FITの再エネ発電所とのPPAに基づいて調達される電気について、当該電気から分離された環境価値（トラッキング付非化石証書）を組み合わせた電気について、今後どのような訴求が可能か検討していくという記載がございますけれども、先ほどもご指摘ありましたけれども、いろんな市場の制度設計の中で電気の価値と環境価値を分けて取引することになってございます。これをもう一度組み合わせたときに、これは何なのかということがお客様に誤認が生じないように慎重に検討をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、竹股さんお願いします。

○竹股オブザーバー

ありがとうございます。簡単に4点。

1点目としまして、小売間の公平性を担保する観点から、いろいろ努力していただいていることは評価したいと思います。しかし、それでも十分ではないというところを申し上げたいと思います。

発電から小売への利益移転について何人かの方からご発言ありましたとおり、ここについての監視の仕方、評価の仕方についてよくお考えいただきたいという点です。

2点目は小売りへのインパクトについて。鍋島さんからのご説明に料金価格への影響は試算されておりますが、小売は競争が厳しくなって利益率が相当下がっているというところがあります。価格からみてというだけではなくて、利益から見ると相当なインパクトがあるというところがあ

ります。今の1.3円、あるいは4円で計算してみても利益が相当程度下がり、事業の継続に大きな影響が出るということをぜひご勘案いただきたいという点です。

3点目は、仮にそうやってインパクトが大きいということを考えると、激変緩和とグランドファザリングを踏まえてもインパクトが大きいということです。それらの措置を見直す可能性のある第2フェーズの入り方、タイミングについてはぜひ慎重にご検討いただきたいという点です。

したがって、前回のご提示いただいた第一フェーズの終了時期を早めるというのではなく、2022年から2024年というような3カ年を中間基準という形で前回案をベースに考えていただけないかという点です。

4点目、非FITといっても、ざっくばらんに言ってしまうと、新規の開発はなかなか難しいので、原子力の再稼働の状況といったものをどう見るかというところにかかっているかと思います。

従って、今後の目標設定は野心的と言われることはよく分かりますが、一方でこういった原子力の稼働状況等を十分勘案した上で、供給量が十分にあるのかといったようなところを勘案いただき、慎重にご検討いただければと思います。

以上、4点です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

たくさんご意見いただきました。事務局のほうから何かコメントありましたら、お願いします。

○鍋島電力供給室長

もう先ほどご説明したとおりでございまして繰り返しになりますけれども、監視委とも連携しながら、いろんな方策についても検討していきたいと思います。

いろいろ、もろもろご指摘いただきましたので、細かい点につきましては、また事務局でも考えていきたいと考えております。

○横山座長

本日たくさんご意見いただきまして、ありがとうございました。年明け以降、かなり議論をしまいいりましたので、グランドファザリングの議論もかなり進んでいるというふうに思います。

事務局からもご提案ありましたが、現在の状況について、事務局から次回の基本政策小委員会で一旦報告をして、またそこで議論していただき、その議論を踏まえまして、引き続き本作業部会でまた議論、検討を行っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、残り時間は余りありませんが、続けて資料4-1、4-2、4-3、容量市場の關係の資料の説明を事務局からお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

資料4-1をごらんいただければと思います。

容量市場にかかる既存契約見直しガイドラインについての資料となります。

ちょっと時間も押しておりますので、省略しながら簡単にご説明していきたいと思います。

この既存契約の見直し、1ページ目をごらんいただければと思います。

既存契約見直しガイドラインにつきましては、以前の作業部会でもご検討いただいたところでございます。

3ポツ目、4ポツ目と書いてございますけれども、容量市場におきましては市場管理者が一括して供給力を確保いたしまして、その際に小売電気事業者に対して費用を請求することになります。

発電事業者は一方で収入を得ることになりますので、既存契約につきまして、こうした容量市場の登場に伴いましてどういうふうに見直していくかが論点になっております。

2ページ目をごらんいただければと思います。

これは、22回の制度検討作業部会でも議論いたしましたけれども、その際にもさまざまご意見をいただいているところでございます。

事務局といたしましては、発電事業者、小売電気事業者、金融機関、弁護士など実務家を対象にヒアリングを行いまして、さらにガイドラインの精査を行いました。

続きまして、3ページ目でございます。

まず1つ、論点としてございましたのが契約の見直しのタイミングでございますが、これは実務家の方々にお話を伺ったところ、入札行動にも、場合によっては既存契約が影響を与える可能性もあるということです。オークション以前にきちんと協議を行うことが望ましいと、こういうご意見をいただいております。

それから、4ページ目ですけれども、既存の相対契約の基本的な見直しの考え方ということですから、まずは3点目でございますけれども、発電事業者の収入、小売電気事業者の負担の重複が解消されるように、当事者間で適切に契約を見直していただきたいと考えております。

4ポツですけれども、ただ、その際に契約の中にどのようにkW価値が含まれているのかということにつきましては、一概にこうだとなかなか言えないところもありまして、契約ごとに考えていく必要がございますので、事業者間で誠実に協議をした上で、この見直し協議を行っていただくということが適当と考えております。

5ページ目ですけれども、既存の相対契約の見直しの考え方ということでございますけれども、基本的には発電事業者としまして1つ目の矢印にあります、容量市場に入札していただくということが大事だと思いますので、小売事業者も含めてそういうことに合意していただくということではないかと思っております。その際のお金のやりとりにつきまして、2ポツで書いてありますとおり、当事者間で協議をいただければと考えております。

6ページ目ですけれども、容量収入の精算方法ということでございますけれども、精算方法1つをとっても、当事者間でいろいろ検討する必要があるまして、例えば一旦小売側から発電側に費用を支払った上で、発電側が容量市場でもらったお金をそのままパススルーで小売側に渡すと、こんなことも考えられるところであります。

1ページ飛ばしまして、8ページ目をごらんいただければと思います。

実際、問題が生じやすいのは、発電事業者が容量市場から受け取る収入が減った場合に、小売事業者としては割引を受けられなくなりますので、この紛争が、協議だとか考え方が混乱しやすいというふうに考えております。

そういうときに、基本的な考え方としましては、発電事業者の収入が減った際の原因背景、それから契約締結時における料金やリスク負担の考え方、またいずれか一方に著しい負担が発生しないか、こういったことを考えながら協議を行っていくということが基本的な考え方の指針になるのではないかと考えております。

9ページ目に、発電事業者の容量市場から得られる収入額が減少する例ということで、複数掲げてございます。

10ページ目に、その中の1つのケースといたしまして、相対契約の対象とするkW価値が容量市場で落札されない場合の扱いということでありますけれども、発電事業者が容量市場の入札を行わなかったということであります、発電事業者が得られるはずだった容量収入相当を小売事業者が値引きを受けられなくなりますので、実際に発電事業者がこの収入を受けなかったとしても、自分が入札を行わなかったことが原因ですので、小売電気事業者のほうに費用を精算する、割引を行ってあげるということが考えられるのではないかと思います。

Bのところにあります相対契約の対象とするkW価値が容量市場で落札されなかったと。発電事業者が余りにも高値で入札をしまして落札されなかったというようなケースにつきまして、これをどういうふうにするかということについては、なかなか難しいところがありますけれども、そういう高値で入札したのがよくないということで小売電気事業者の側で割引を求めていくというような考え方もあるでしょうし、発電事業者としては契約が継続しないというような、そういうふうなことも考えて入札行動をとりましたというようなことを言うこともあり得ますので、

これは当事者間で協議が必要だというふうに考えております。

続きまして、12ページでございますけれども、ペナルティーが発生した場合でございますが、容量市場のペナルティーが発生するというのは、リクワイアメントに応じて供給力が提供できないということでございますが、これは設備故障によるものなのか、市場への入札行動によるのかといったようなことでいろいろ原因が異なってくると思いますので、ペナルティーの発生原因を踏まえて対応を検討することが必要かと考えております。

最後、15ページです。

ちょっと話題が変わりますが、いわゆる発電側の託送料金負担の件につきまして、スライドを入れております。

これは電力・ガス取引監視等委員会でご検討いただいているところでございますが、2020年以降、できるだけ早いうちに発電側課金の制度を入れたいと、入れる方向で今検討されることになっております。

これは、容量市場に何らかの影響を与える可能性のあるものでございますけれども、まだ導入時期がはっきりしていないというところもございますので、これはこういう発電側課金が出てきましたら、また別途いろんなガイドラインなどでどうすればいいかをお示しすることになるかと思っております。

これは、現時点では、時期も含めてまだ確定していませんけれども、今後こういうことがありますということで参考までに紹介させていただきます。

資料4-1については、以上となります。

4-2につきましては、具体的な指針につきまして、先ほどご紹介した内容をワードに落とし込んでおります。

続きまして、4-3で、容量市場におけるバイオマス混焼設備の扱いについてということで資料を作成しております。これについてご説明させていただきます。

議論の背景ですけれども、これは以前の検討作業部会でもご紹介いたしましたけれども、バイオマス燃焼分の混焼設備につきましてFITの買い取りの対象となっているので、買い取り対象となっていない部分については、容量市場からの支払いを受けられるのではないかというような話もありました。

一方で、そういうことは、支払いを受けるべきではないのではないかというような意見もございました。

この点に関しまして、3ポツですけれども、調達価格等算定委員会、FITの委員会におきまして検討いただきました。

そこでは、石炭混焼を行っているバイオマス発電設備についてご議論をいただいたところです。それを踏まえまして、容量市場とバイオマス混焼設備の取り扱いについて議論いただければと思います。

3ページ目でございますけれども、問題の所在ですけれども、石炭混焼設備につきまして、今までのFITにおける整理学としましては、バイオマス燃焼分につきましては、バイオマス専焼設備とコスト構造が変わらないということで買い取りが行われてきたところです。

ただ、コスト構造が石炭混焼設備につきましては、バイオマス専焼設備と違うのではないかと。もっと安い運転維持費、資本費で事業を実施できているのではないかとという指摘があったところです。

こうしたことを踏まえまして、調達価格等算定委員会でご議論いただきまして、4ページ目にこの結論が書いてあるわけですが、石炭混焼につきましては、もうバイオマス専焼設備よりも安い価格で事業が実施できているので、既に自立可能な水準になっているのではないかと。

そういうことで、2ボツ目ですけれども、今後、石炭混焼設備につきましては、バイオマス燃料区分によって違いはありますが、段階的にFIT制度の認定対象から外れます。

既に認定を受けている設備につきましては、容量市場に参加する場合にはFIT制度の対象からも外すと、このようなことが決められたところです。

したがって、3ボツ目ですけれども、容量市場側からこれを眺めたときに、石炭混焼設備については、既存の認定を受けている設備につきましては、容量市場にするか、FIT制度、どちらの費用から収入を得るかをもう決めていただくということにしてはどうかと思います。

FIT制度から費用を受け取る人、収入を得る人は容量市場に参加しないと、このようなことにすればよいのではないかと考えております。

7ページ目ですけれども、調達価格等算定委員会でお示しいただいたのは、石炭のバイオマスについてのものだけでしたので、石炭以外の非バイオマス燃料とバイオマスを混焼している設備について、どうするかという点が論点になります。

ここについては、現在の考え方は調達価格等算定委員会の特段違うということと言われなかったということは、引き続き専焼設備と同様の扱いということでありますので、FITによる買い取りの対象となっている部分については、容量市場からの支払いを受けられない、FITだけからお金をもらってもらう。FIT以外の、FITの買い取り対象となっていない部分につきましては、これは容量市場から通常どおり支払いを受けると、こういうことが原則的な考え方になるのではないかと考えております。

8ページ目ですけれども、石炭以外との混焼設備につきまして、1つの発電所でFITからお

金を得る部分と容量市場からお金を得る部分の2つの部分が出てきてしまうことにはなりますが、2つ目のポツですけれども、F I T制度側でバイオマス混焼設備については、バイオマス比率、F I T側からお金を払うバイオマス比率の上限の比率管理を行うと聞いております。

ですので、F I Tからお金を払う可能性のある部分についてはF I T側から、そうでない部分については容量市場からお金を支払うと、こういうことにはどうかと考えております。

ですから、20%まで比率をF I Tから払うという場合は、80%分は容量市場から費用を支払うと。80%分の容量に対して費用を支払うということではよいのではないかと考えております。

11ページで、そういう考え方をとったときに残る問題といたしまして、ごみ処理施設につきましては、F I T制度におきまして厳密な比率管理は行わないという整理になっていると聞いております。

こうなりますと、その状況によってバイオマス比率が高まったり低くなったりするようになりますと、容量市場とF I T制度の間の二重払いが発生する懸念もありますので、解決策といたしましては、1、2と書いてございますけれども、ごみ処理施設におきましても買い取り上限の設定を行っていただいて、その上でF I Tからお金を受けない部分を明らかにした上で、その部分について容量市場からのkW価値の支払いを受けると、こういうやり方にするか、あるいは2ポツで、そういうF I Tからの買い取り上限の設定を行わないことにして、もう容量市場には参加しないと、こういう二択の中から選んでいただくということにはどうかと思います。

バイオマス混焼については、長らく調達価格等算定委員会でもご検討いただいておりますけれども、こういう整理にはどうかと考えております。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました内容につきまして、皆さんのほうからご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

曾我委員、お願いします。

○曾我委員

ガイドラインの内容については実務的な観点からの議論を加えていただいていると認識しております、おおむね異論はございません。

容量市場への参加によって、発電事業者に対してリクワイアメントとペナルティーがそれぞれ課されるということになりますが、既存の相対契約におけるの売電料金の建付とは必ずしも一致しないということで、ペナルティーが課されるリスクを当事者間でどう分担するのかという点が恐らく主要な論点になるものと思われま。

こちらのガイドラインを参考に、関係者で協議、合意されるということになると思いますが、ご説明にもありましたとおり、特にプロジェクトファイナンスで資金調達をしている事業については、発電事業者のみでは必ずしも負担し切れない事項もあり得ると認識しております。

その場合は、関係者、例えばオペレーション・アンド・メンテナンスの受託している先ですとか燃料調達先とか、その他諸々の関係者との間での調整が必要になり得ることと思われるところ、かなり難しい議論にもなり得ると思っております。

要するに、もともと存在する契約では容量市場を想定していなかった中でどのように調整、修正していくかという論点ですので、議論がなかなか収束しないことにより、結果的に容量市場に参加しないとの結論になってしまわないように、ガイドラインの内容は踏まえつつも、それにとられ過ぎない柔軟な工夫を行う余地もあろうかと思ひまして、そういう意味で関係者の協力とございますか、根気強い努力も必要になるのではないかと思っております。

このこととの関係で、ペナルティーが過度に重くなり過ぎてはならないようにするという観点は引き続き重要だと思っております。

予測可能性を確保するために、要件や運用方法についても、ルールとしてしっかり明確化していただく必要がありますし、運用次第ではそれを随時見直していくという対応も必要になるかと思ひます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

大山委員、お願いします。

○大山委員

ありがとうございます。

既存契約見直し指針について、この内容については特に異論があるわけじゃないんですけども、この内容を見ますと、もし落札しないと困るなということが結構書かれているような気がしまして、非常に安い価格で入れてくるというのがふえるかなというのが懸念されるかなと思ひます。

何が言いたいかといいますと、容量市場、世界的に見てもいろいろ苦労している市場だと思ひますので、開設後も定期的にこういう問題、常にチェックして、市場の見直しというのをしていかなきゃいけないなというのを再度認識したというコメントでございます。

○横山座長

ありがとうございます。

それでは、菅野さん、お願いします。

○菅野オブザーバー

容量市場に係る既存契約見直し指針についてご整理いただきまして、ありがとうございます。これから実際のオークション開始までに既存契約の見直しに取り組んでいきたいと思っております。

今大山先生からもご指摘ありましたが、ちょっとご留意いただきたいのは、発電事業者側には必ず容量市場の収入を獲得しなきゃいけないというインセンティブがありますので、ゼロ円で入札するインセンティブが働くことは確実かと思っております。

私どもも、PJM市場にて、これは相手方が違いますが、レンダーである金融機関との間で、今曾我先生からもお話があったプロファイ上のコベナントがあって、PJMの容量市場でも必ず収入をとらなければならず、この場合はゼロ円で入札しているという実績がございます。こういうことがあるということをご参考までにご確認いただきたい。

それからもう一点、FIT認定を受けているバイオマス混焼の石炭火力については、容量市場の価格を想定して、FIT制度のほうが収入が多いと思えば容量市場に参加せずに、FIT認定のほうを選ぶということになります。私どもJ-POWERの石炭火力でFIT認定を受けているパーセンテージは3%程度で、総出力で言いますと300万kW弱ぐらいでございます。これが全部容量市場に入らないという判断をする際には、これからの容量市場の価格の想定をしながら経営として判断していくわけですが、日本全体になりますと、FIT認定を受けている電源は多分1,000万kWは優に超える量があるのではと推定されますので、それだけの量が当初容量市場に入らないという可能性があることに関して、今後の制度設計上もご留意をいただきたいなと思っております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、松村委員、お願いします。

○松村委員

まず、ペナルティーに関する発言が幾つかあったのですが、私はとても違和感を覚えます。

今現在進んでいる議論では、ペナルティーを余り重くするといろんな弊害があるという理由で、むしろこんなに軽いペナルティーで大丈夫かというぐらいに抑制したペナルティーにして、これで様子を見て、むしろペナルティーが低過ぎることの弊害が顕在化してきたら再検討するという方向で議論が進んでいると私は認識していました。

もう一回言いますが、ペナルティーが低過ぎて、これで本当に大丈夫か、事故を起こさないための誘因が十分確保できるのかを心配する人がいるぐらいの状況。直接のペナルティーはできるだけ制約しようという格好になっている。

これで何かペナルティーが恐ろしいから容量市場に参加しないようにしようとかという議論、あり得ることは十分わかるのですが、そんな議論がなぜ横行するのか違和感を覚えます。

次に、容量市場に入れることを強いられて、その結果としてゼロ円で入れるとか、低い価格で入れるとの指摘。でも、これは、そもそも想定されていることであって、これが弊害だとは私は少しも思いません。つまり、容量市場などなかったとしても当然動かしたであろう電源は、市場で非常に低い価格で入札するのはもともと想定されていたことだし、非常に自然な姿だと思いますので、それに問題があるなどとは思いません。

ただ、もしこれがシングルプライスでなかったら問題が起こるのは十分わかりますが、入れる札はそうだとしても、それが限界電源でなければ、支払われる価格はゼロ円ではない、それなりの価格がつく可能性は十分あると思いますが、容量市場が仮になかったとしても当然動かしたであろう電源は、ほぼゼロで出てくるのは当たり前。その当たり前のことをちゃんとするように資金の出し手が要求するのも非常に自然な姿。

逆に、リスクがあるから出さないようにしろと圧力がかかるとすると、むしろ、それは資金の出し手として本当に能力のある資金の出し手なのかということすら疑われるほどのことじゃないかと思います。

いろいろな難しい問題があるのは十分わかっていますし、そのためにいろいろケアしてくださっているのは十分わかりますが、本当にそうなのかは考えていただきたい。

それから、先ほどのご発言で誤解した人が多くいるのではないかということをちょっと心配します。

つまり、バイオ混焼をしているものは、仮にFITのほうが収益性が高いので参加しないということになったとします。

その意思表示はできるだけ早い段階でしてもらような制度設計にしなきゃいけないと思うのですが、そうすると、当然需要曲線を描くときに、出てこないのだけれども、しかし、当然供給力としてカウントできるというようなものは差し引いて需要曲線を引くということになります。

それは、例えばFITの電源だとかというのでも、kW価値は一定程度期待できるのだけれども、それは国民の負担、賦課金の負担によって支えられているものなので、容量収入は与えないものに関しては、当然その容量分を必要量から差し引いて需要曲線を設計することになります。

したがって、そこで市場に出てこないものが大量に出てくると、容量市場の需給が逼迫して、

その結果として価格が上がるとか、容量が足りなくなるとかということは原理的にないということ想定して市場がつくられているということだし、事業者がよっぽど変な行動をとらない限り当然そうになっているはず。あの発言を聞いて、まるでそれで弊害が出てくるとの誤認が生じるとすれば、それは明らかな誤解ですと言っておかなければならない。

最後に、先ほども先走って言ってしまいましたが、このような格好で、いわば契約変える。これ、もともとkW価値というのを織り込んだ上で買い取っていた。容量市場での収入が入ってくるようになったとして、二重負担になるので、その分は小売価格改定をする、減額する発想は、確かに市場メカニズムが働いていて、それを織り込んで契約したとしたらそうなるであろうというのに近い姿をガイドラインで書くことになるだろうし、契約で、もうこれに縛られるものではないけれども、自然体に状況が最初からわかっていたとしたら、合理的な契約として結ばれるであろうものを書き出してくださっていると思います。

しかし、しつこいようですが、これは事実上の契約の変更ですから、総括原価と地域独占に守られていた時代に基本契約を結んで、まだ運開してから余り時間がたっていない電源に関しては、もちろん発電側のほうだって一定のコスト回収というのがあるので、そういうような電源というのは例外とかというようなこともあってしかるべき。あるいは他の委員会でも繰り返し特別と言われる揚水とかは別という議論はあり得るとは思う。運開して、もうかなり長い期間たっているような電源で、基本契約が長期契約であるというために囲い込まれていて、その結果として競争基盤の整備に著しく弊害をもたらしている電源を対象にしてもいいのか。

しかし、それでも民民の契約なのだから手が出せないというような類いのものに関しては、このような格好で容量市場でお金出てくる、だから買い取り価格を減額するなどというのは、もう事実上の契約の改定だと理解すべき。

容量市場が入ることの変化は、独占だったときから自由化に変わるというときに比べて、より大きな環境の変化だと到底思えないので、こういうところでは減額することによって小売側の利益を確保しながら、一方で、基本契約は民民なんだ、これは期間を定めていない、あるいは長期契約ということで、頑として切り出さないという事業者に関しては、これを機に、基本契約を改定したとみなすという発想が、政策的な観点からあってしかるべきだと思います。

ということは、これ長期で囲い込んでいる電源に関して、容量市場はできたのだけれども、今までと同じ価格払いますというようなこと、kW価値が含まれているなんて言わないとかというようなことで基本契約維持するならともかくとして、そうではなくて、いろんな減額を主張していくあるいは容量価値、非化石価値が小売りに帰属するなど優越的な地位を乱用するような主張を始めたら、これはもう基本契約が改定されたとみなすべきなのではないか。そのようなものに

ついて、基本契約は民衆の契約だからということでも競争をゆがめる現状を放置して、許しておいてはいけないのではないかと。容量市場が入ることを奇貨として、そちらの改革にもつなげる発想があつてしかるべき。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、菅野さん、お願いします。

○菅野オブザーバー

石炭火力とバイオマス混焼について正確に申し上げますと、FIT単価は事前に確度を持って想定できますが、容量市場単価は落札価格が事前にはわからないわけですから、当然事前に想定できないわけです。それでも、一定の想定を元に事業者として容量市場に入札を行うかの判断をすることになりますが、松村先生のおっしゃったようにどこかでFIT認定を受けている電源について容量市場に参加するかしらないかを事前にリサーチすることは少し難しい課題があると思います。その点は制度設計上、ご留意いただきたい。

○松村委員

事前にリサーチしろと言ったものではありません。事前に決めろ、FITのほうでお金をもらうのか、FITのほうでお金をもらわないで容量市場に出るのかは、需要曲線を引く前に決めろと言っただけであつて、事前に確定してリサーチができるだとか、しろとか、そういうことではありません。需要曲線を描くためには、必要不可欠だと思います。○横山座長

ほかにかがでしょうか。

武田委員、お願いします。

○武田委員

ありがとうございます。

私は、10ページに容量市場で落札されない場合の扱いということが書かれているところ、そのAに「不参加が事前に合意されていた場合」とありますが、この点について細かいですが一言申し上げたいと思います。

容量市場への不参加については、市場支配力の行使が問題になる場合として、これまでの制度設計においても重要な論点になっていると思います。

したがって、ここでは「契約当事者で容量市場に不参加を合意する場合」ということがさらりと書いてありますけれども、正当な理由なく、容量市場への価格に影響があるにもかかわらず不参加を決めたという場合、単独であっても、ここでのように共同であっても、当然には不参

加が許されるものではないということを確認させていただきたいと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにご意見ありますか。

それでは、都築さん、お願いします。

○都築オブザーバー

ありがとうございます。

資料4-1の既存契約見直しの指針に関してでございますが、ここでお示しをいただいているように、小売事業者の負担がむやみにふえることがないように、既存契約……

○佐藤オブザーバー

小売事業者の何。

○都築オブザーバー

負担。負担がむやみにふえることがないように既存契約の適切な見直しというのが原則であるというのは異を挟むところはございません。

他方で、小売事業者の方々ニーズというのはどのぐらいなのかというところ——ニーズというか懸念がどのぐらいなのかというところも、我々としてもよく承知をしたいところではございますが、これガイドラインという形でやるということになると、なかなかそういう実効担保とか、そういうところもちゃんと考えていかなくちゃいけないということだと思いますので、きちっと見直しの状況とか、そういうののフォローアップというのもあわせてやっていけるような形にしていくということが期待されるというふうに思っております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

佐藤さん、お願いします。

○佐藤オブザーバー

松村先生にご質問なんですけれども、先生がおっしゃっていた独占と総括原価時代で電源を囲い込んでつくったものがあると。それが今回の容メカが入って契約自体をどう変えるかという話で、あと今ちょっと都築さんのほうが、小売にむやみに負担にならないようにというご発言があって、先生のおっしゃっているのは囲い込むということで、それは旧電力の小売部門のほうが利益になっているから何らかの問題だということなんですか。それとも、発電のほうがもうかり過

ぎているんでという、ちょっと……。

○松村委員

ちょっと誤認のないようにお願いします。

○佐藤オブザーバー

すみません。

○松村委員

今の議論は、あくまでも相対契約が結ばれているものなので、自社電源の話は一切していません。自社電源ではなく、J-POWERなどの自社ではない発電事業者から買っている契約の話しかしていません。○佐藤オブザーバー

わかりました。

○横山座長

よろしゅうございましょうか。

それでは、事務局から何かコメントありましたらお願いします。

○鍋島電力供給室長

いろいろご指摘いただきましたので、それを踏まえて、ガイドラインについてはよく検討していきたいと思います。

○横山座長

ありがとうございます。引き続き検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは、時間がもうオーバーしておりますけれども、最後のベースロード市場についてということでご説明をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

こちらでも簡単にご説明させていただければと思います。

資料5-1をごらんください。

ベースロード市場のガイドラインにつきましては前回もご議論いただきましたが、今回は、まず適正な電力取引についての指針について、変更箇所につきまして事務局案をつくりましたのでご紹介させていただきます。

青字で書いてあるような部分につきまして変えていきたいというふうに思っておりますけれども、ちょっと見ていただくといいたしますと、ページをめくって、2枚目のページになりますけれども、「このため」というパラグラフが真ん中ぐらいにございまして、「このため、大規模発電事業者は、電気事業法上規制されていないが、ベースロード市場の目的を達成するため、卸電力取引所など卸電力市場が活性化されるまでの間は、新規参入した小売電気事業者のベース需要に

対し十分な量を市場に投入するような配慮を行うことが適当である」と、このような記載を行っております。

これは、常時バックアップと同じ程度の規範性を持たせた書きぶりになりますので、これをもって制度的措置というふうに私たちとしては考えたいと思っております。

さらに2つパラグラフ下のところで、なお書きとございますけれども、ここの中で、「ベースロード市場の取引の実施に当たっては、資源エネルギー庁の定める「ベースロード市場ガイドライン（案）」が参考になる」と、こう書いてございます。

こういうことで、適正取引ガイドラインの中にこういうベースロード市場ガイドラインを位置づけることとしたいと思えます。

ベースロード市場のガイドラインにつきましては、前回ご議論させていただきました資料の5-2でございますけれども、その後事務局において若干見直しを行っております。多くは技術的修正でございます。

例えば、「大規模発電事業者」と書いてございますけれども、小売側の話であったりすると「旧一般電気事業者」なのではないかとか、そういう微修正を法律担当からの指摘も踏まえまして記載しております。

また、前回、私から口頭でご説明したような内容についても注ということで書いてございます。

7ページ目でございますけれども、事業報酬につきまして念のためということで、これは「自己又はグループ内の小売部門に対する自己のベースロード電源の卸供給料金に含まれると考えられる事業報酬を上回らない範囲で設定することに留意する」ということ、これはもう従前からイコールフットィングということで議論させていただいている内容を超えるものではございませんけれども、こういう原則論について念のためということで注記させていただきました。

説明は以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に関しまして、何かご意見ございますでしょうか。

特にございませんでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、これで用意した議題は以上でございます。長時間にわたり活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局から次回等のご連絡をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

次回の開催につきましては、日程等詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。

○横山座長

それでは、これもちまして第30回の制度検討作業部会を終わりにしたいと思います。皆さん
どうもありがとうございました。

—了—